

「令和7年度いわて移住講座企画運営業務」に係る実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当頁 該当行	該当項目	質問内容	回答
1	業務仕様書	2頁 38～40行	(2)講座の 運営 ⑦講座内容 エ	4回以上の都市での講義とエのフィールドワークの実施は別で考え全部で5回以上実施と考えるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	同上	同上	同上	こちらも4回以上の講義と同様に、上限定員30名と考えるのでしょうか。	フィールドワークや体験型のワークショップにつきましては、上限定員は設けておりません。
3	業務仕様書	3頁 1～4行	(2)講座の 運営 ⑦講座内容 オ	実施における費用は委託経費又は参加者実費相当徴収とあるが、全額委託費、全額参加者といずれかなのか？一部の徴収でも良いのでしょうか。徴収の場合は委託者で決めることで良いのでしょうか。	事業実施に係る経費区分によって取扱いは異なります。原則として、実施に係る経費については、委託料の中で負担することとなっておりますが、宿泊費や交通費など、特定の個人や個別の企業に対する給付経費及びそれに類するものは本委託事業経費の対象外となりますので、参加者から実施相当額を徴収することとして差し支えございません。また、徴収の対象となる経費については、契約締結後、県と協議の上決定し、業務を遂行していただきたいと考えております。
4	実施要領	3頁 33～38行	(6)企画提案書等の提出 エ	実施要領の提出方法では「持参または郵送」と記載されておりますが、提出部数が10部のため宅配便での送付でも問題ないでしょうか。	宅配便での送付でも問題ありませんが、当室への提出期限は令和7年4月15日(火)必着となりますので、ご注意ください。